

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年10月29日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	札幌市広報紙(広報さっぽろ)、札幌市ホームページ等で住民等からの意見の募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び区役所等の主要施設で全文を閲覧可能とする。
②実施日・期間	令和7年11月12日～令和7年12月11日
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	・ガバメントクラウド化というデジタル政策は、国が一元管理することの証左となるのではないか。 ・国・デジタル庁が契約したクラウド化による情報漏洩はどこが責任を担うのか。 ・国・デジタル庁主体のクラウド化は、アメリカのIT企業で機微情報が管理されることから、情報主権を護れないばかりか地方自治権の放棄となっているのではないか。
⑤評価書への反映	上記を踏まえた、評価書の変更はない。
3. 第三者点検	
①実施日	令和8年2月12日
②方法	学識経験者等で組織される札幌市情報公開・個人情報保護審議会に諮問した。
③結果	審議の結果、特定個人情報保護評価指針に定める適合性、妥当性の観点から、特定個人情報ファイルの取扱い及び保護措置が適正であると認められ、妥当であるとの答申を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	